

群馬大学医学部附属病院輸血療法委員会規程

平成 29 年 10 月 10 日 制定

改正 平成 30 年 4 月 1 日

(設 置)

第 1 条 群馬大学医学部附属病院において、安全かつ適切な輸血療法を行い、輸血部の円滑な運営を図るため、群馬大学医学部附属病院輸血療法委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(業 務)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討し、必要に応じて監査及び指導を行う。

- (1) 輸血療法の適応決定
- (2) 輸血用血液の使用適正化の推進
- (3) 輸血の検査項目の決定
- (4) 輸血実施時の手続きの整備
- (5) 輸血用血液の保管状況の把握と点検
- (6) 輸血用血液の使用状況の把握と点検
- (7) 血漿分画製剤の使用状況の把握
- (8) 輸血療法に伴う事故や、副作用・合併症に関する報告の管理と対応の決定
- (9) 輸血関連情報の情報伝達
- (10) 院内採血の基準の決定
- (11) 自己血輸血の実施方法の決定
- (12) 輸血療法に関する以下の事項の監査及び事項
 - ア 輸血療法の説明と同意の記録
 - イ 患者血液型の表示（診療録等）
 - ウ 輸血の適応及び効果の評価（診療録）
 - エ 疾患の治療と輸血の適応
 - オ 患者病態と輸血の適応
 - カ 検査結果（血算，アルブミン値，凝固能等）と輸血の適応
 - キ 輸血関連検査の記録（血液型，交差適合試験，不規則抗体スクリーニング），輸血実施（血液製造番号，輸血施行者，確認者等）の記録及び保管
 - ク 輸血用血液製剤の放射線照射の記録と管理
 - ケ 輸血実施時の患者観察記録（医師診療録，看護記録）
 - コ 造血幹細胞採取と輸注に関する実施上の問題点

(組 織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 輸血部長
- (2) 輸血部副部長
- (3) 関係診療科から選出された教員 各 1 人
- (4) 関係中央診療施設等及び薬剤部から選出された教員又は医療系技術職員 各 1 人
- (5) 輸血部医療系技術職員 2 人

(6) 看護部及び輸血部から選出された看護職員 各 1 人

(7) 医事課長

(8) その他委員長が必要と認めたもの 若干人

(任 期)

第 4 条 前条第 3 号から第 6 号まで及び第 8 号の委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、輸血部長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、輸血部副部長がその職務を代行する。

(会 議)

第 6 条 委員会は、2 月に 1 回開催する。ただし、委員長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。

2 委員会は、年間 6 回以上開催する。

3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(報 告)

第 7 条 委員長は、委員会の決定事項を病院長に報告するものとする。

(事 務)

第 8 条 委員会の事務は、医事課において処理する。

(規程の改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、病院運営会議の議を経て、病院長が行う。ただし、法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正に関しては、会議への付議を省略することができる。

附 則

この規程は、平成 29 年 10 月 10 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。